

岩手県医療局管理規程第8号

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年6月29日

岩手県医療局長 遠藤達雄

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程

医療局企業職員日額旅費規程（昭和49年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分		日額		区分		日額	
[略]				[略]			
能力開発 研修 及び専門 研修	宿泊 する 場合	公用の 宿泊施 設その 他これ に準ず る宿泊 施設	[略]	公用の 宿泊施 設その 他これ に準ず る宿泊 施設	[略]	国立岩手山 青少年交 流の家	2,800円
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

- この規程は、平成24年7月1日から施行する。
- この規程による改正後の医療局企業職員日額旅費規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。